山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に 関する条例

(昭和43年7月) 共衛条例第5号)

改正 昭和48年2月共衛条例第1号 昭和53年2月共衛条例第1号 昭和60年1月共衛条例第1号 平成 元年1月共衛条例第1号 平成 4年1月共衛条例第1号 平成7年2月山広環条例第6号 平成12年7月山広環条例第2号 平成21年3月山広環条例第1号

昭和50年8月共衛条例第4号 昭和56年7月共衛条例第2号 昭和62年1月共衛条例第1号 平成 3年2月共衛条例第1号 平成5年1月山広環条例第1号 平成9年2月山広環条例第1号 平成19年3月山広環条例第1号 平成26年2月山広環条例第1号 平成28年2月山広環条例第1号 令和4年3月山広環条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定す る特別職の職員(以下「職員」という。)の報酬及び議員報酬(以下「報酬等」という。) に関する事項を定めるものとする。

(平21条例1·一部改正)

(報酬)

- 第2条 組合議会議員以外の職員に対して支給する報酬の額は、別表第1報酬表のとおり とする。
- 2 組合議会議員に対して支給する議員報酬の額は、別表第2議員報酬表のとおりとする。 (平7条例6、平21条例1・一部改正)

(支給方法等)

- 第3条 日額の報酬は、その支給の事由の生じた都度これを支給する。
- 2 年額の報酬等の計算期間は、4月から翌年の3月までとし、その計算期間に係る報酬等 の額を3月に支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、報酬等の支給方法等について必要な事項は、山形市特別職の 職員の給与に関する条例(昭和26年山形市条例第8号)の規定を準用する。

(平21条例1、平26条例1·一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年2月改正)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年8月改正)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年2月改正)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年7月改正)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年1月改正)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月改正)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月改正)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月改正)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年1月改正)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月改正)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月改正)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月改正)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(給与の支払い)

2 平成12年度における管理者及び副管理者の報酬年額は、第2条の規定にかかわらず、全額を支給しないものとする。

附 則 (平成19年3月改正)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月改正)

(施行期日等)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月改正)

(施行期日等)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (昭48条例1、昭50条例4、昭53条例1、昭56条例2、昭60条例1、 昭62条例1、平元条例1、平3条例2・全改、平4条例1、平5条例1、 平7条例6、平9条例1、平20条例1、平21条例1、平26条例1、 平28条例2、令4条例1・一部改正)

報酬表

		職		名		R	酌州	額
	雀	理		者	年	額	102,	000円
	畐	· 管	理	者	年	額	91,	000円
監	查	組合議会議員の	うちからi	選任された者	年	額	45,	000円
委	員	識見を有する者のうちから選任された者			年	額	64,	000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員						6,	000円

別表第2(平21条例1·一部改正)

議員報酬表

	職			名		報酬額
議	会	議		長	年 額	75,000円
		副	議	長	年 額	68,000円
		議		員	年 額	64,000円